

米国投資環境

みずほ銀行

国際戦略情報部

2025年2月

ともに挑む。ともに実る。



I.基礎情報

1. 米州主要国経済指標
2. 米国概況
3. GDP推移・産業構造
4. 金利・為替動向
5. 双子の赤字（経常赤字と財政赤字）
6. 貿易概況①貿易推移
7. 貿易概況②全体内訳
8. 貿易概況③対日本
9. 対米直接投資の動向
10. 日系企業の進出・投資動向と内訳
11. トランプ氏の政策
12. 米国への投資の魅力と課題

II.米国税金体系

1. 連邦税（法人）所得税の課税所得
2. 日米租税条約の概要

III.米国における事業形態概要

1. 米国での事業形態（概要）
2. 事業形態別の特徴
3. 事業形態別メリット・デメリット

IV.米国法人設立手続きの概要

1. 法人設立州の選定
2. ストラクチャーに関するスタディ
3. 株式会社設立フロー
4. 会社設立における主な必要書類

V.米国ビザ概要

1. 取得するビザの種類
2. 長期滞在目的
3. Eビザ（駐在・就労目的）
4. Lビザ／H-1Bビザ

VI.＜みずほ＞の米州拠点

1. ＜みずほ＞の北米拠点

VII.国際戦略情報部

1. 国際戦略情報部の組織
2. 国際戦略情報部の機能・サービス
3. M&A案件の一般的なフロー

1. 米国基礎情報

【I - 1】米州主要国経済指標

国・地域名	米国	カナダ	ブラジル	メキシコ	日本
人口(百万人)	335.1	40.0	211.7	131.1	124.5
名目GDP(億米ドル)	277,207	21,425	21,737	17,888	42,198
実質GDP成長率(前年比)	2.9	1.2	2.9	3.2	1.7
一人あたりGDP(米ドル)	82,715	53,607	10,268	13,641	33,899
2024年GDP成長率見込み	2.8	1.3	3.0	1.5	0.3
信用格付(S&P) as of Sep 2024	AA+	AAA	BB	BBB	A+

(出所) IMF - World Economic Outlook Database October 2024 Edition / S&Pのホームページより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

※数値は2023年ベース／2024年GDP成長率見込みおよび斜体箇所はIMF推定値

S&P格付定義：

A格 債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、経済状況の悪化からやや影響を受けやすい

BBB格 債務を履行する能力は適切であるが、経済状況の悪化によって債務履行能力が低下する可能性がより高い

BB格 投機的要素が強い。高い不確実性や経済状況の悪化に対して脆弱性を有し、状況次第で債務を期日通りに履行する能力が不十分となる可能性がある

※S&P信用格付については2024年9月30日時点



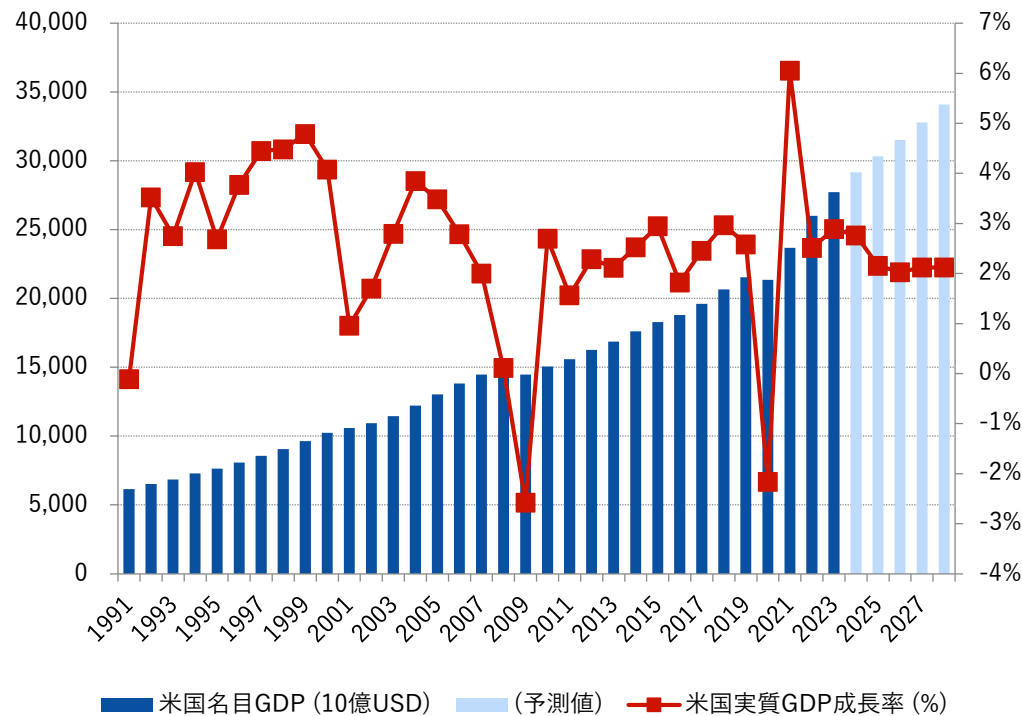
基礎データ	
名称	アメリカ合衆国（United States of America）
面積／人口	983万km ² （50州・日本の約26倍） 約3億3,650万人（2024年6月米統計局推計）
言語	主として英語（法律上の定めはない）
政治形態	大統領制・連邦制（50州他）
現政権	ドナルド・ジョン・トランプ大統領 （2025年1月20日就任。憲法により三選は禁止）
宗教	信教の自由を憲法で保障、主にキリスト教
GDP	名目：27兆7,207億米ドル（2023年、IMF） 一人あたりGDP：82,715米ドル（2023年、IMF） 実質GDP成長率：2.9%（2023年、IMF）
主要産業	工業（全般）、農林業（小麦、トウモロコシ、大豆、木材他）、金融・保険・不動産業、サービス業
格付け	S&P：AA+（2011年8月～） Moody's：Aaa（1949年2月～）
日本との関係	時差（米国本土）：14～17時間 （サマータイム実施期間は13～16時間） 在留邦人数：414,615人（2023年10月）

（出所）IMF、外務省より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

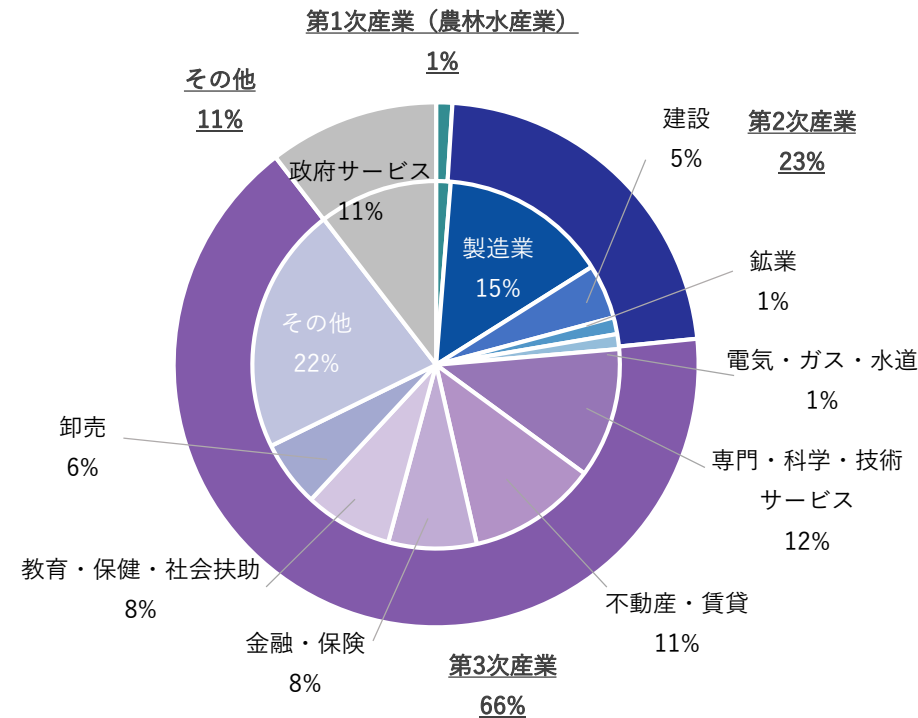
【I-3】GDP推移・産業構造

- 米国の2023年名目GDPは約27兆米ドルで世界第1位
- 実質GDP成長率は、2020年の新型コロナウイルスなどの影響により一時マイナス成長であったが、ロックダウンで活動が縮小していた外食や旅行などの個人消費支出の回復により、2021年は+6.0%となり、直近の2023年は+2.9%と引き続きプラス成長となっている。ただし金融引き締めに伴う影響による下振れリスクが潜在的に存在
- 産業構造は、金融・保険・不動産等をはじめとする非製造業が大部分を占め、製造業は15%

名目GDP推移



産業部門別名目GDP構成比 (CY2023)



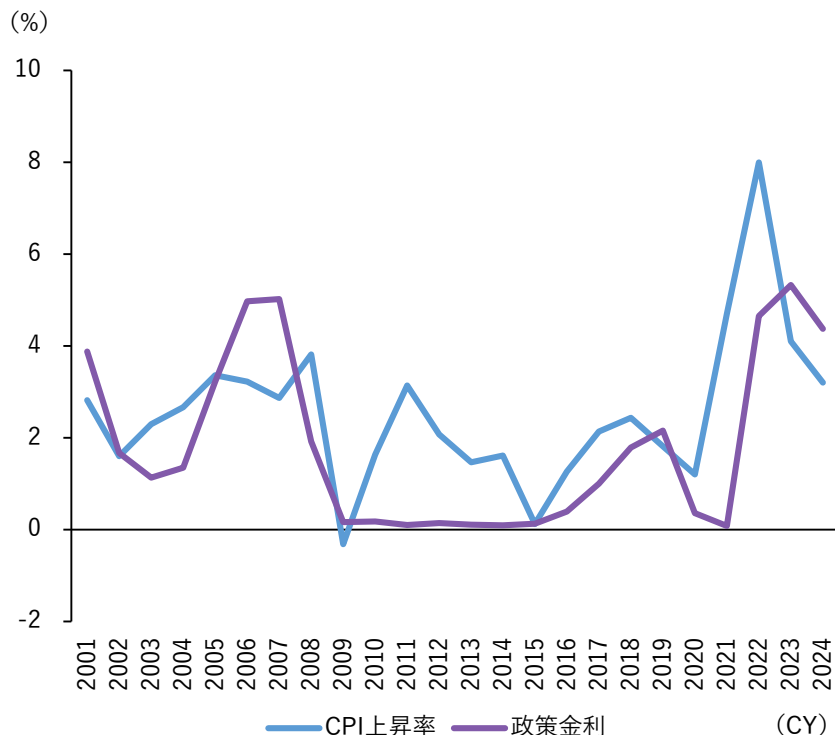
(出所) IMF - World Economic Outlook Database October 2024 Edition より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

(出所) Bureau of Economic Analysis より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【1－4】金利・為替動向

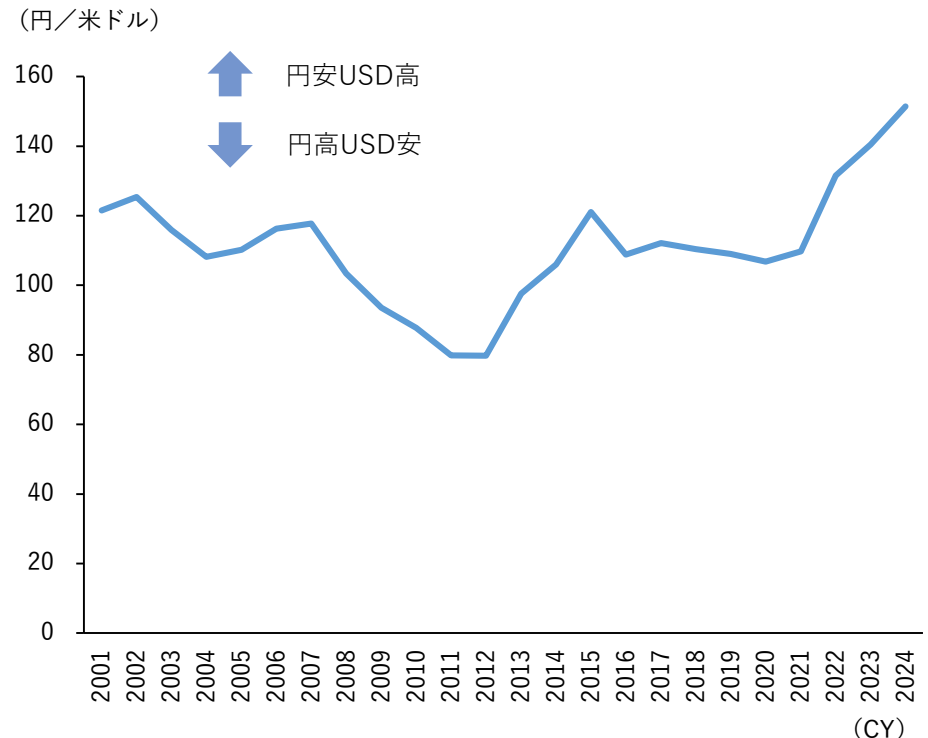
- 政策金利は長年ゼロ金利政策を採用していたが、2022年3月に解除。その後11回引き上げを実施、2023年7月の連邦公開市場委員会（FOMC）ではFF金利の誘導目標を5.25～5.50%に決定し、2023年中は同金利で据え置き。2024年9月から利下げを開始し、2024年で3回利下げを実施。2025年2月時点で4.25～4.50%
- 期中平均の消費者物価指数（CPI）は2021年4月から経済活動の再開に伴う消費者の旺盛な需要に伴い急上昇していたが、過度なインフレ警戒感から金融引き締めを実施、2022年6月をピークに減速傾向に転換
- 日米金利差を背景としたドル高・円安は2024年も継続し、一時的には1米ドル160円を超える水準となった

消費者物価指数（CPI）、政策金利推移



(出所) Board of Governors of the Federal Reserve Systemより、
みずほ銀行国際戦略情報部作成

年平均為替レート推移（円／米ドル）



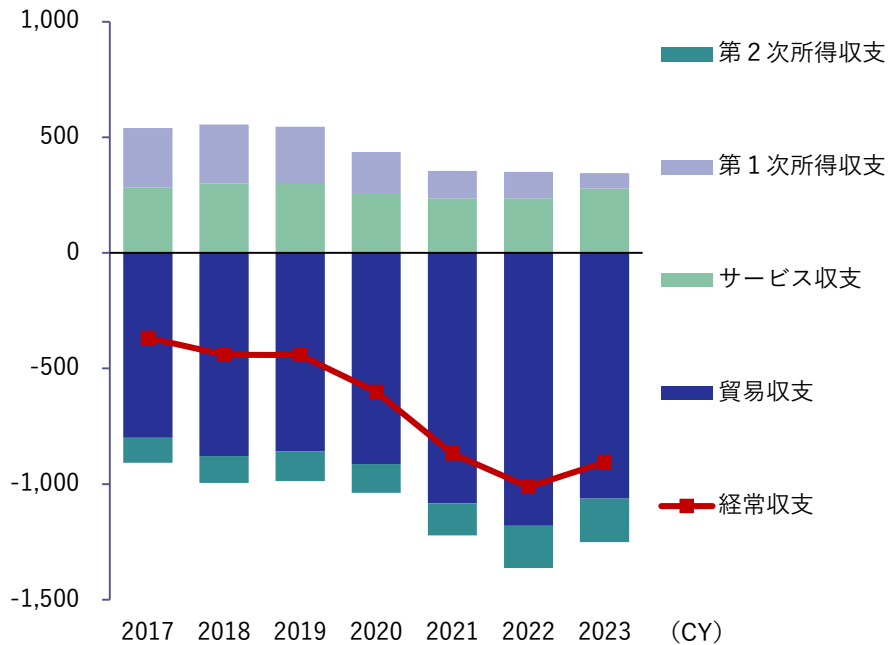
(出所) OECDより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-5】双子の赤字（経常赤字と財政赤字）

- 国際収支を見ると、経常収支は恒常的に赤字計上である。サービス収支と第1次所得収支での黒字を、財貿易収支の多額の赤字を補い切れていない構造
- 財政収支は2002会計年度（2001年10月～2002年9月）以降、赤字を継続。リーマンショック後の2009会計年度は1.4兆米ドルまで増加。以降縮小する傾向にあったが2016会計年度以降増加傾向になり、コロナ禍での財政出動等から2020会計年度の財政赤字は対GDP比で過去最大の14.9%となった。2023会計年度の財政赤字は、金利上昇に伴う利払い負担の増加などにより、前会計年度から増加し1.7兆米ドルである

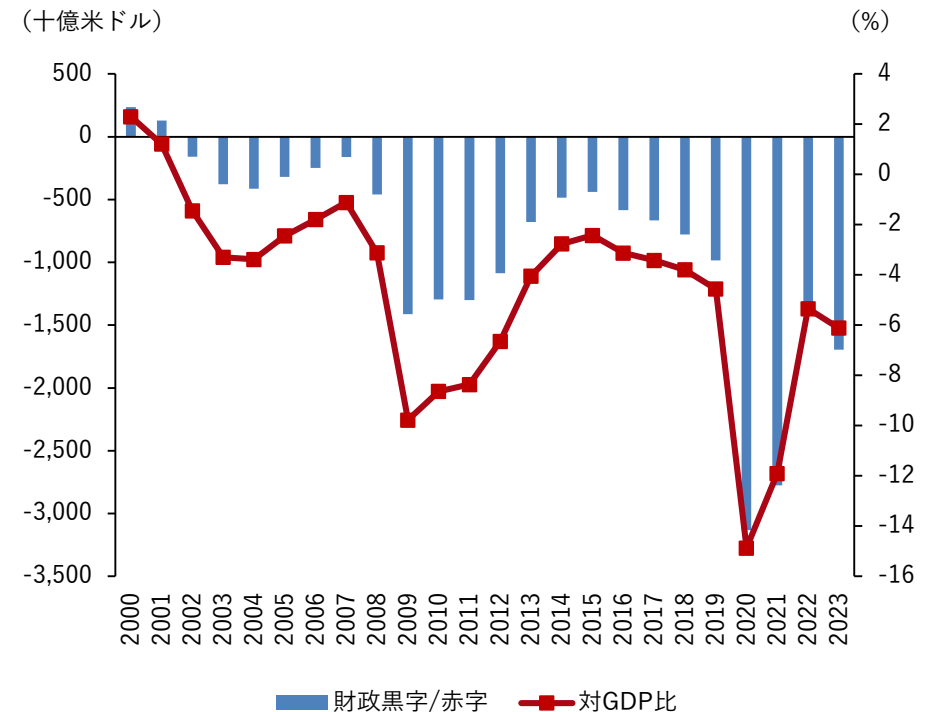
国際収支推移

(十億米ドル)



財政収支推移

(十億米ドル)



(出所) Bureau of Economic Analysisより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

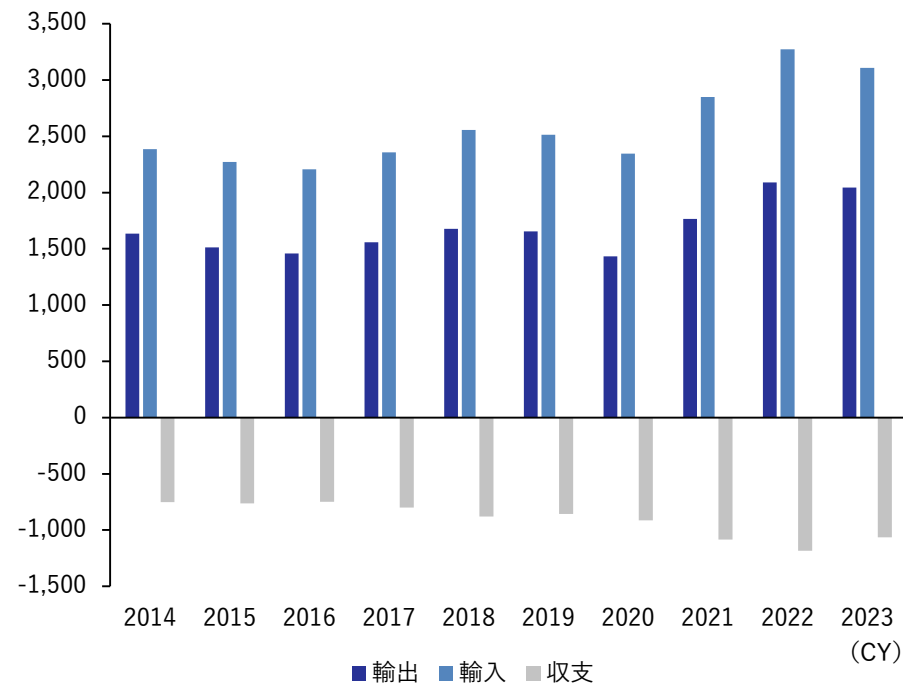
(出所) Federal Reserve Bank of St. Louisより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【1－6】貿易概況①貿易推移

- 輸出入推移は、2020年には新型コロナウイルスの感染拡大に伴う世界的な経済活動の停滞で、米国においても輸出入ともに記録的な減少率となった。2021年からは経済活動の活発化に伴い輸出入ともに増加し、貿易赤字も増加した。2023年には輸出入ともに減少し、貿易赤字も減少
- 貿易赤字の約4分の1を占める対中貿易について、第一次トランプ政権時代の2018年7月に開始された制裁関税等により、赤字幅が縮小傾向にある。一方で、隣国のカナダ・メキシコの貿易赤字は顕著に増加している。対日貿易赤字はほぼ横ばいで推移

輸出入推移

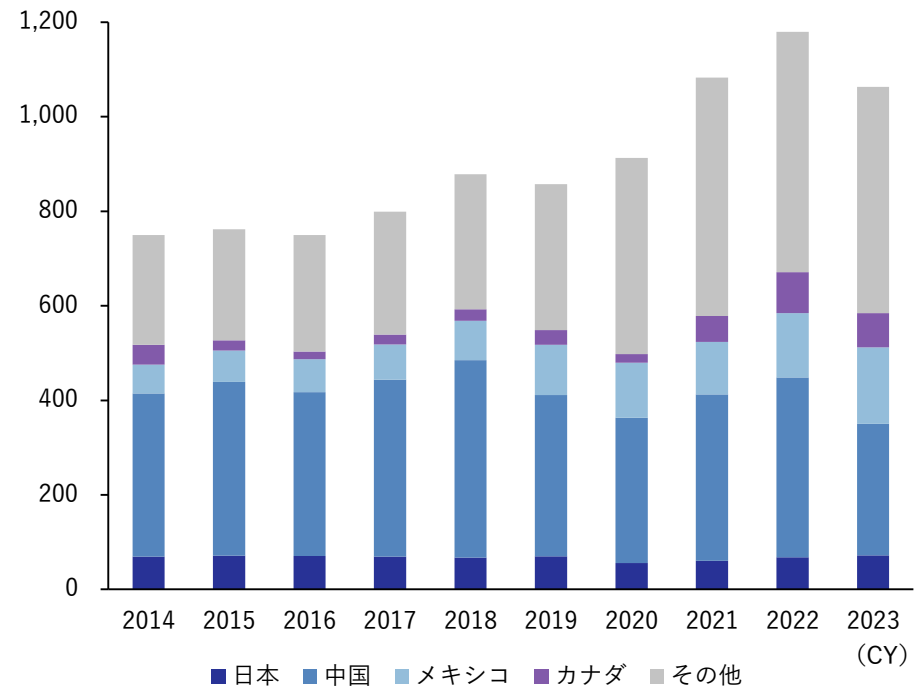
(十億米ドル)



(出所) Bureau of Economic Analysisより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

米国貿易赤字推移

(十億米ドル)

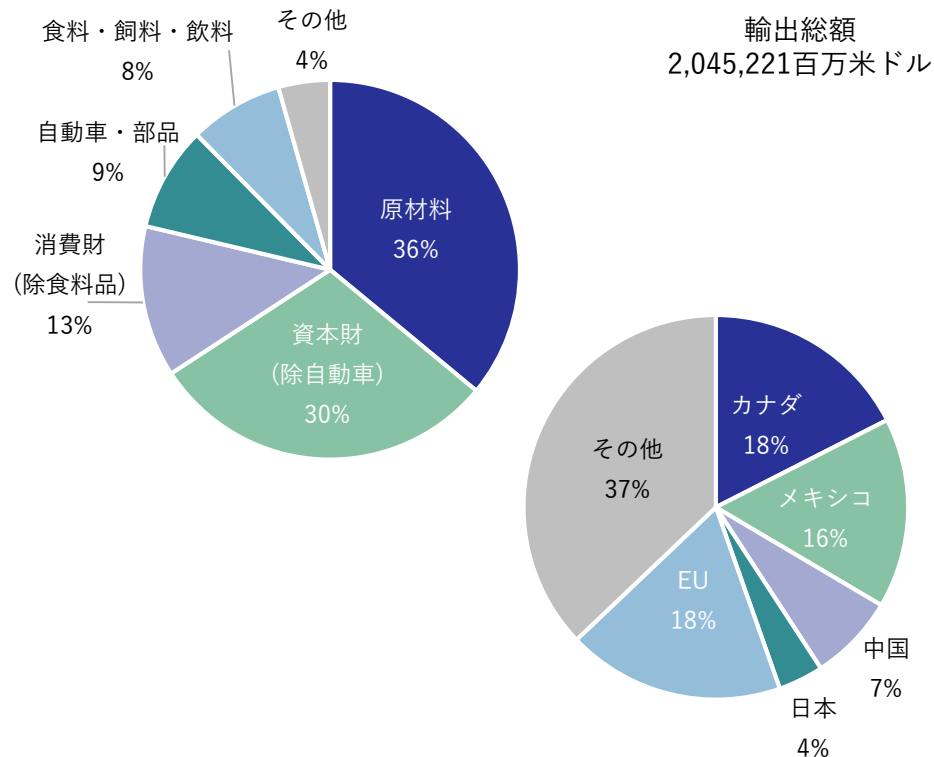


(出所) Bureau of Economic Analysisより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【1－7】貿易概況②全体内訳

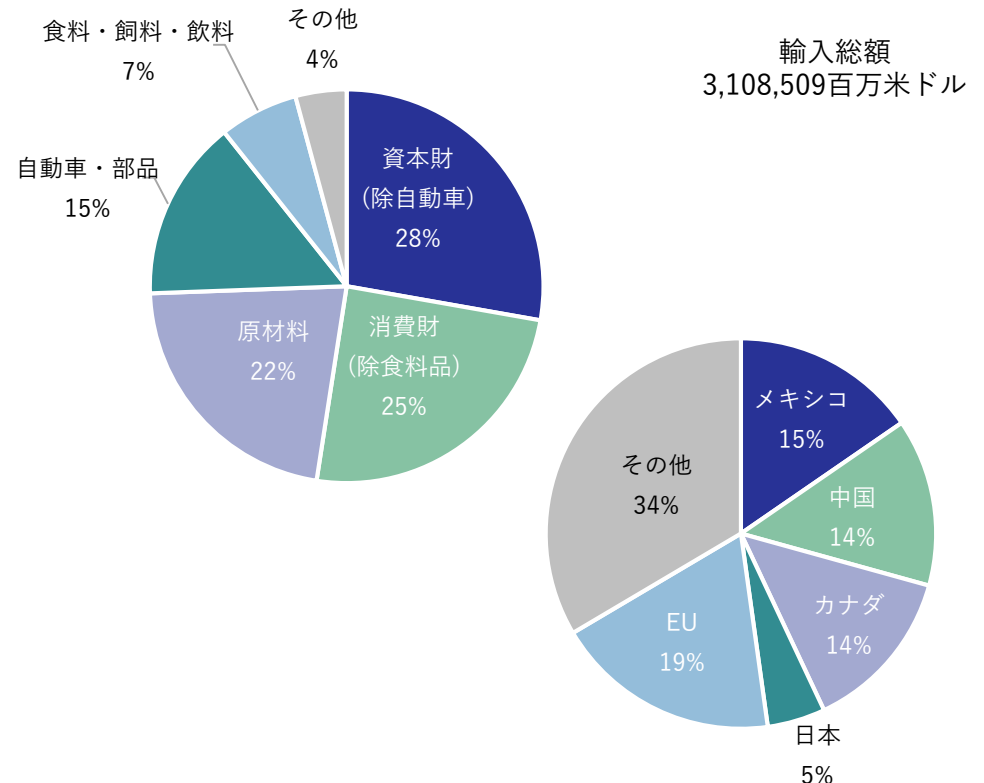
- 隣接するカナダ、メキシコへの輸出が全体の3割超、輸入においても両国からの輸入割合が3割弱を占める。中国への輸出は7%となっていながらも、輸入では14%を占めている。米国にとって中国は2003年から2022年まで最大の輸入相手国だったが、2023年にはメキシコが首位に浮上し、中国は2位
- 貿易品目は輸出入とも工業用原材料から、自動車・同部品等資本財、消費財、食料品まで多岐にわたる
- 日米貿易構造については、2022年中、米国にとり日本は輸出入額ともに第4位の取引国となり、2023年も継続

輸出構造・輸出相手国（CY2023）



（出所）公益財団法人国際金融情報センターより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

輸入構造・輸入相手国（CY2023）

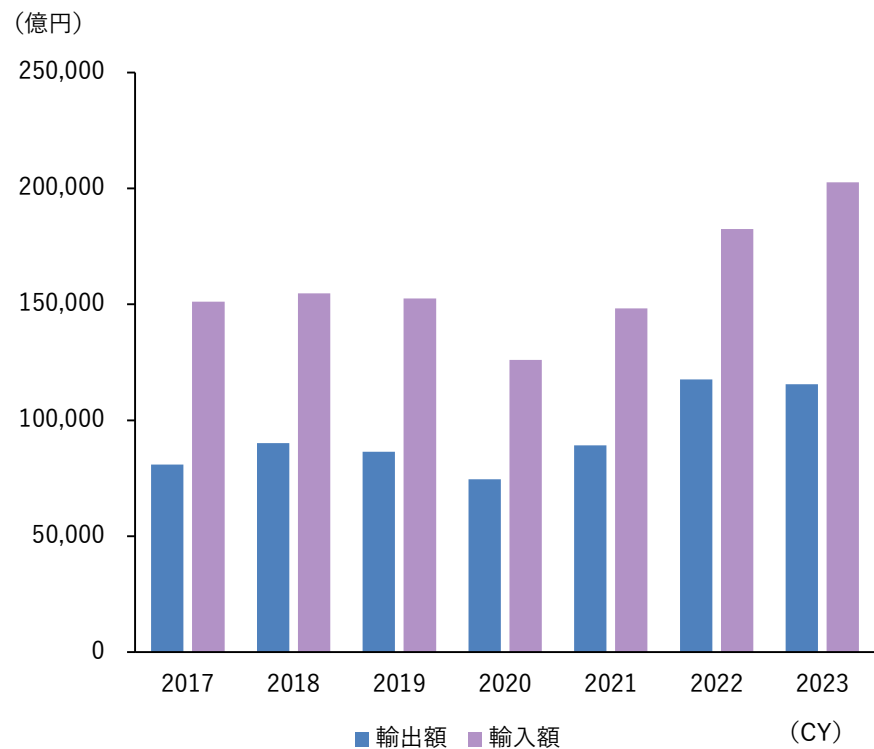


（出所）公益財団法人国際金融情報センターより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【1－8】貿易概況③対日本

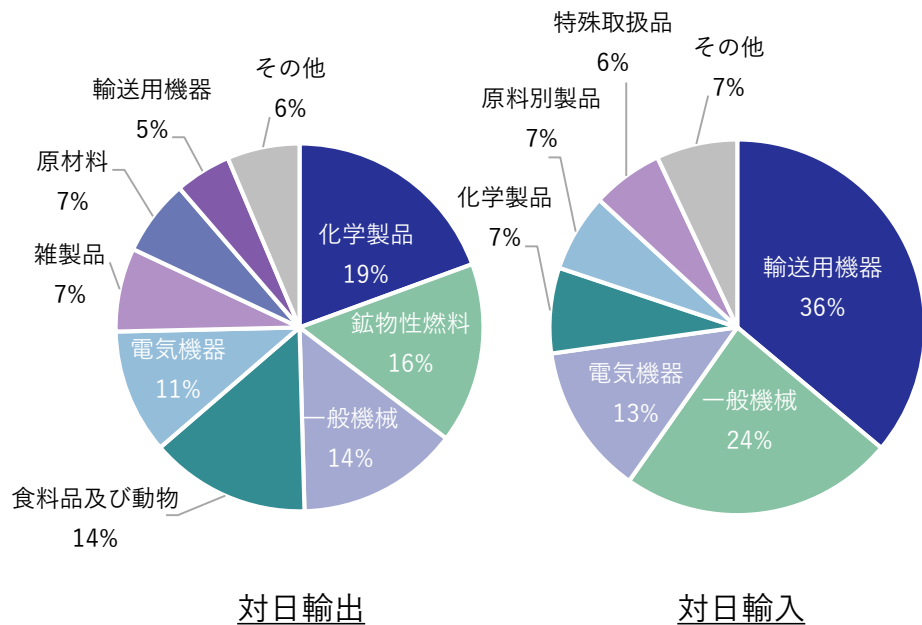
- 米国の対日貿易収支は、米国側の赤字が続いている状況
- 対日輸出品目：化学製品（19%）、鉱物性燃料（16%）、一般機械（14%）の順に多い
- 対日輸入品目：自動車などの輸送用機器（36%）、一般機械（24%）、電気機器（13%）の順に多い

対日輸出入額推移



(出所) 日本財務省貿易統計より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

対日輸出入構造 (CY2023)



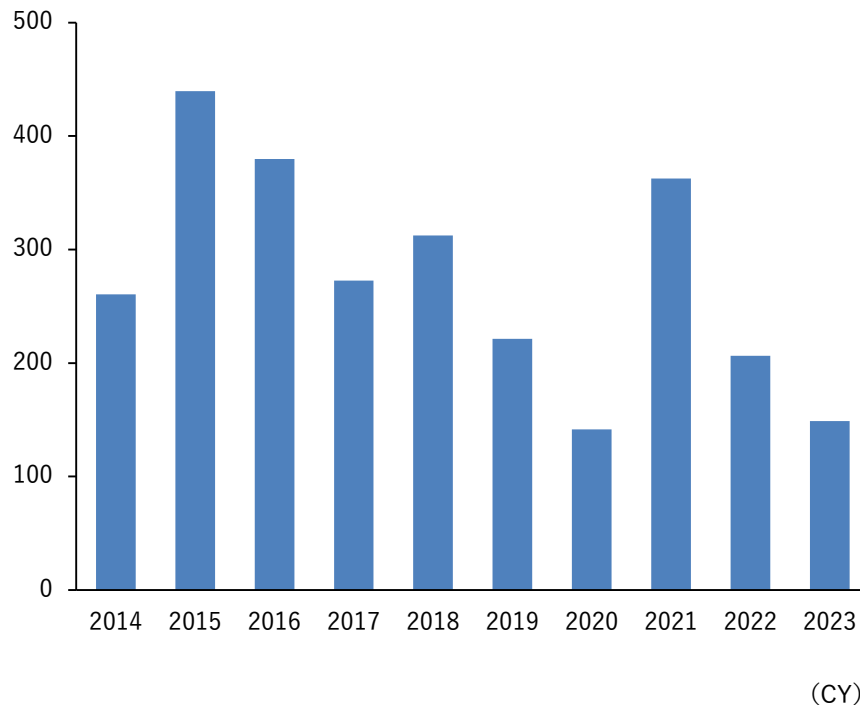
(出所) 日本財務省貿易統計より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I－9】対米直接投資の動向

- 各年ごとの海外からの米国への投資は2015年の4,400億米ドルをピークに減少傾向が継続。さらに第一次トランプ政権による自国主義的な通商政策や、世界経済に対する不透明さの拡大などが起因し、投資が減少
- 2020年においては新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、米国への新規投資額は前年比45%減となった。2021年には3,625億米ドルとパンデミック前を超える投資額まで増加したが、翌年以降減少している
- 直接投資残高は国別で日本が5年連続首位。日本と、カナダ・ドイツの残高差は年々縮小傾向にある

対米直接投資額推移

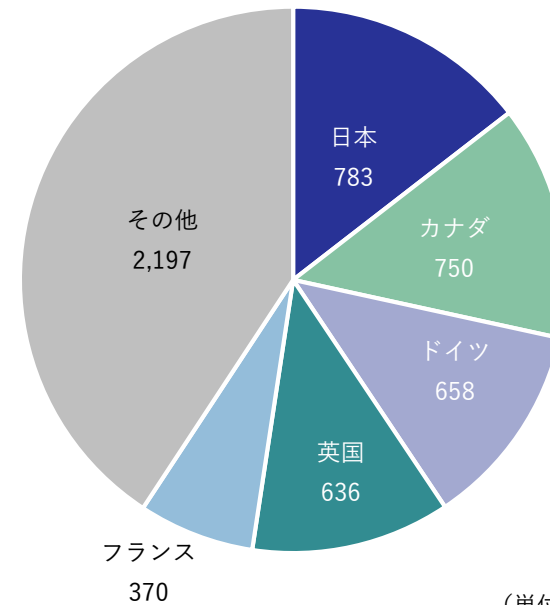
(十億米ドル)



(出所) Bureau of Economic Analysisより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

対米直接投資残高構成比、UBOベース (CY2023)

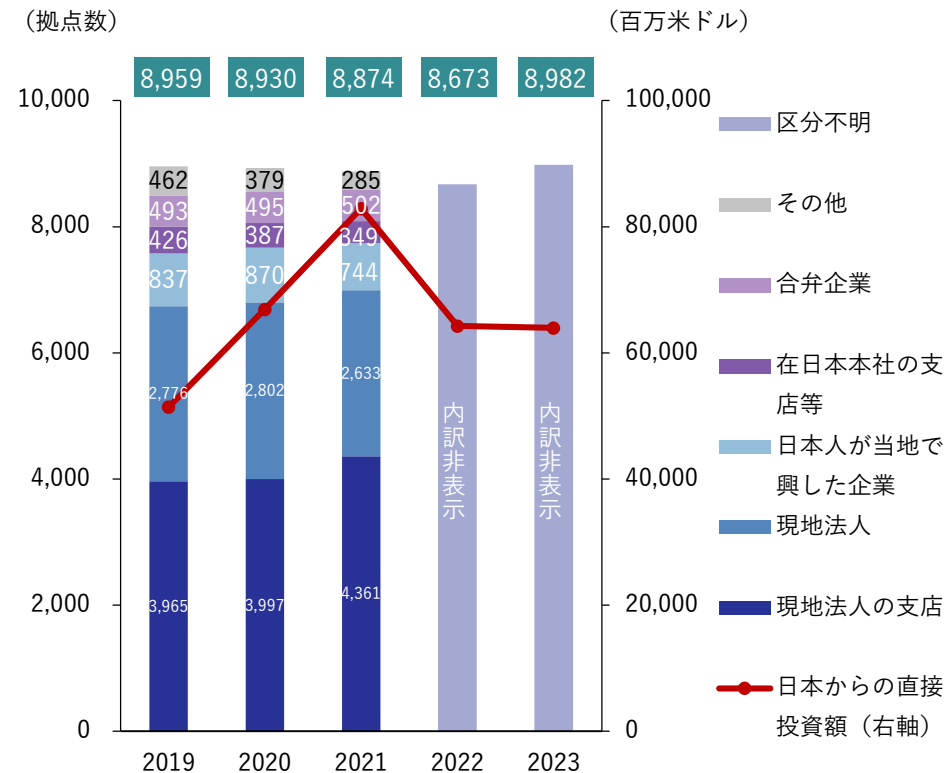
対米直接投資残高
53,940億米ドル



(出所) Bureau of Economic Analysisより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

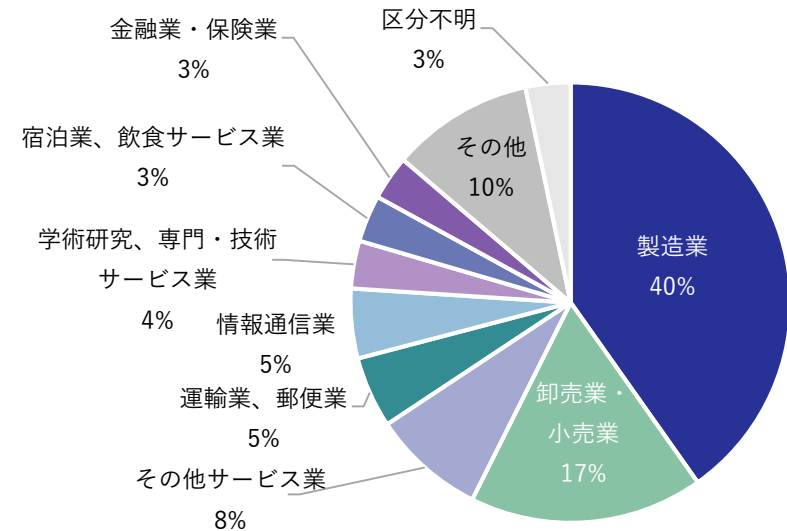
- 2023年時点の日系企業の拠点数は、8,982拠点と中国に次ぎ2番目に多い
- 日本からの直接投資額は63,959百万米ドルで、投資先国別で首位
- 進出日系企業の業種内訳（拠点ベース）は、2021年時点で製造業が40%を占める。なかでも自動車産業や電機産業などが多く進出している

日系企業の拠点数、日本からの直接投資額（フロー）の推移



（出所）外務省、JETROより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

進出日系企業の業種内訳（拠点ベース：2021年）



（出所）外務省より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【I-11】トランプ氏の政策

- 環境・エネルギー対策：トランプ氏は大統領就任日の2025年1月20日に、「電気自動車（EV）の義務化」を廃止する方針を発表した。同日、パリ協定からの離脱を定めた大統領令に署名を行った
- 関税：トランプ氏は選挙期間中から就任日時点まで、貿易赤字是正のため、すべての輸入品に10～20%の関税を課すベースライン関税と、特に貿易赤字が大きいメキシコやカナダ、中国への追加関税の導入を訴えている
- 移民対策：大統領就任日に国境の壁建設や不法移民の強制送還の強化などの方針を示した

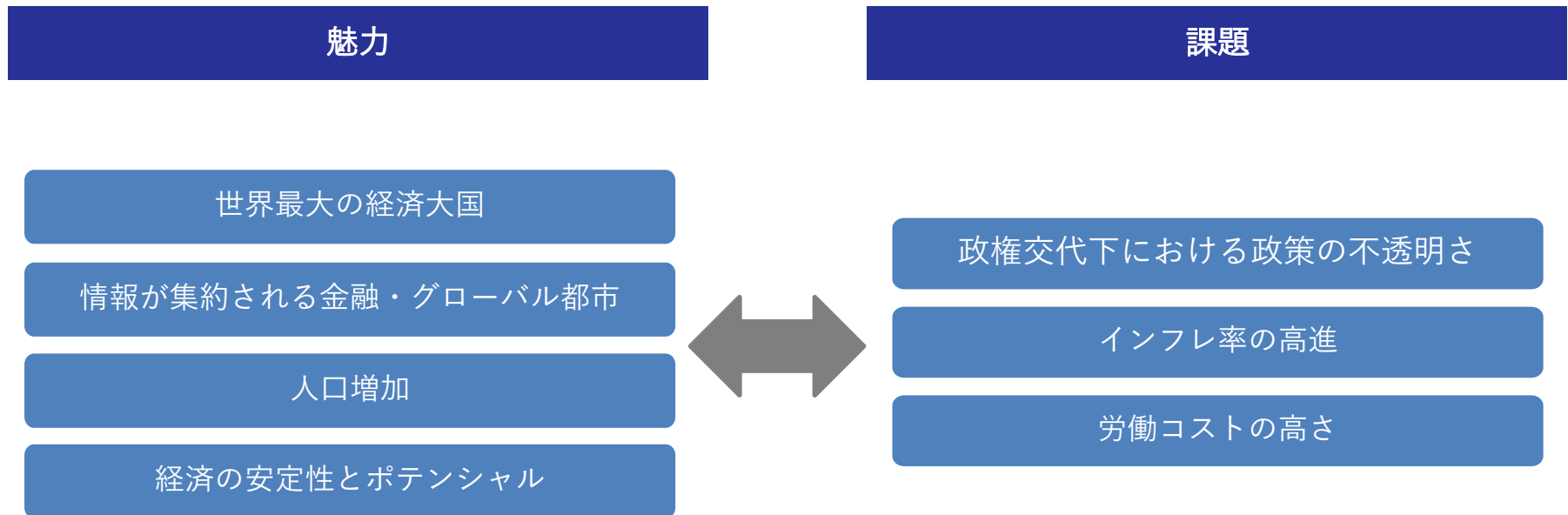
共和党の政策

分野	共和党
環境・エネルギー政策	・ パリ協定からの再離脱 ・ 米国が地球上のどの工業国よりもエネルギーコストの低い国であることを保証する国家目標を設定 ・ 原油・天然ガス・石炭生産者への減税 ・ バイデン政権の自動車GHG（温室効果ガス）規制、CAFE（企業平均燃費）規制の撤廃
関税・通商政策	・ <u>ほとんどの外国製品を対象とした普遍的な基本関税（10%）の導入</u> ・ 相互貿易法の創設 ・ <u>中国への依存を完全に排除：対中輸入関税を60%超に引き上げ、最恵国待遇の撤廃、米国企業や不動産の対中投資の阻止など</u> ・ 「BUY American」と「HIRE American」の強化
移民政策	・ <u>大統領就任初日に国境を閉鎖し、何百万もの不法低賃金労働者の流入を阻止</u> ・ 国境の壁の建設 ・ <u>米国史上最大の強制送還の開始</u> ・ 不法移民の子供への市民権の付与、旅券や社会保障番号の発行、福祉の受給を停止
財政・インフラ政策	・ 社会保障費、高齢者向け医療保険（メディケア）、国防費は減額しない。外国支援や気候変動問題関連の補助金、移民などに対する過剰な政府支出を抑制 ・ トランプ減税の個人減税の恒久化 ・ 住宅コストと自動車購入コストを下げるなどの生活費低減に取り組み、子供を育てやすくする
外交政策	・ 米国第一の外交政策の復活 ・ ウクライナ紛争の停止。ウクライナ向けに提供した備蓄品の費用の払い戻しを欧州に要求 ・ NATOの目的と使命を根本的に見直し。軍事費負担が少ないNATO加盟国が攻撃を受けた際には防衛しないと発言 ・ 対外支援は返済義務が生じる融資に限定
その他	・ 新たな規制1つにつき既存の規制を2つ削減する大統領令を復活。連邦取引委員会（FTC）や連邦通信委員会（FCC）などの独立規制機関を大統領権限下に置く ・ 麻薬カルテルの壊滅、麻薬中毒問題の根絶

（出所）共和党綱領、JETRO、各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【1-12】米国への投資の魅力と課題

- 米国は世界最大の経済大国であり、また、世界最大級の金融都市であるため情報も集約される
- 人口が増加傾向にあり、今後も経済の安定性とポテンシャルが期待されることも魅力の一つ
- 一方で、政権交代下の政策の不透明さや物価上昇リスクなどが課題。2025年1月20日就任のトランプ大統領は、多くの国・地域を対象にした関税を引き上げる可能性があり、前政権からの転換点に注目が集まる



(出所) みずほ銀行国際戦略情報部作成

II. 美国税金体系

【Ⅱ－１】連邦税（法人）所得税の課税所得

- 米国の法人に係る税制は、国レベルで課税される連邦法人税と州・地方レベルで課税される州・地方法人税で構成
- 連邦法人税は内国歳入庁（Internal Revenue Service : IRS）が税法や規則を制定
- 連邦法人税率は、2017年12月にトランプ大統領（当時）が署名した税制改革法案（Tax Cuts And Jobs Act）により、2018年1月1日より一律21%

■ 課税所得計算

	総所得 Gross Income	事業収益、受取利息、受取配当金、ロイヤリティ、キャピタル・ゲインおよびロス、賃貸料、サービス・フィー、外国為替益および資産の売却損益等
－)	普通控除 Ordinary Deductions	賃金、役員報酬、修繕費、貸倒損失、支払賃料、支払利息、州税、地方税、減価償却費、減耗控除、創業費、営業権償却、交際費の50% 特定の寄付金（一定の調整を加えた課税所得の10%を限度）、災害損失、調査研究費および広告宣伝費等
－)	特別控除 Special Deductions	内国法人からの受取配当金（株式80%以上を所有している内国法人からの配当金は100%、持分比率20～80%は65%、持分比率20%以下の場合は50%） 欠損金（課税所得金額の80%を限度として無期限に繰越控除が可能、繰戻還付は撤廃）
=	課税所得 Taxable Income	
×	税率 Tax Rate	2017年までは税率最高38%までの累進課税であったが、2017年12月にトランプ大統領（当時）が署名した税制改革法案（Tax Cuts And Jobs Act）により、2018年1月1日より一律21%
=	算定税額 Income Tax	

（出所）IRSより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅱ－２】日米租税条約の概要

- 日米租税条約の改正議定書が2019年7月17日に米国上院にて可決され、2019年8月30日に改正議定書の批准書が日米政府間で交換された
- これにより、源泉徴収される租税については2019年11月1日以降に支払われる額より適用となる

			日米租税条約	改正議定書
			2003年11月6日 署名 2004年3月30日 発効	2013年1月24日 署名 2019年8月30日 発効
配当	親子間配当	持株比率が議決権株式の50％超 (改定議定書では50％ <u>以上</u>)	0% (保有期間 12ヵ月以上)	0% (保有期間 <u>6ヵ月</u> 以上)
		持株比率が議決権株式の10％以上	5%	5%
	上記以外の配当		10%	10%
利子	政府、地方公共団体、中央銀行、一定の金融機関等		0%	0%
	その他の場合		10%	<u>0%</u>
使用料	権利の対価としてのすべての種類の受取金		0%	0%

(出所) 財務省HP等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

Ⅲ.米国における事業形態概要

【Ⅲ－１】米国での事業形態（概要）

- 米国で設立できる事業形態は以下の8種
- 日系企業が設立することが多いのは、C-corporation、LLC等

事業形態	概要
C-corporation 株式会社	株式会社に相当。株主の有限責任と自由な株式の譲渡が特徴。 米国人の利益は米国で法人所得税の対象となる
LLC 有限会社	基本的には、株式会社の一種。法務上は、有限責任を負い、税務上は、法人としての課税またはパートナーシップとしての課税のいずれかを選択することが認められている。 （株主が1人の場合、個人事業者と同じように所得申告が可能）
Branch 支店	当該州規定の書類をはじめ、登記料や手数料を添えて、「外国法人の支店」として当該州政府に登記する。 設立州以外の州でも事業活動を行う場合、その州政府に外国法人として登記する必要がある
Representative Office 駐在員事務所	米国では、「駐在員事務所」という事業体は登記上認識されていないため、州政府への登記が不要である州が多い。 商業活動を行えない。連邦法人税は非課税だが、州税法上は商業活動を営む一般の事業体と同等に取り扱われる
Partnership 共同事業体	2人以上または2つ以上の会社が合併事業を行う時に多用される形態。 各州政府は、パートナーシップ法を独自に整備しているため、規定内容は州によって異なる
LLP 有限責任会社	すべてのパートナーが「有限責任パートナー」で、いかなるパートナーも無限責任を負わない形態。 LLPとして登記できる事業体の種類は、法律事務所や会計事務所、何らかの専門的コンサルティング事務所に限定されることが一般的
S-corporation 小規模法人	形態上は株式会社だが、実際には個人の零細企業。発行株数や株主数に上限が設定されている。 つまり、法務上はLLCと同様に有限責任を負い、税務上はパートナーシップとして扱われる
Sole Proprietorship 個人事業主	個人が事業を興す時に多用される形態であり、日本では個人経営に相当し、事業主である個人と事業体が同一扱いされる。 登記は非常に簡単だが、事業の債務が事業主個人の債務とみなされるため、無限責任を負う

（出所）財務省HP等より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－２】事業形態別の特徴

	駐在員事務所	支店	C-corporation
位置付け	情報提供・収集等の「非営業活動」のみを行う米国拠点	「日本法人」（日系企業の場合）として営業を行う米国拠点	「米国法人」として設立された法人
商業活動	不可	可能	
本社（親会社）の責任	■ 本社と一体 ■ 訴訟の際には、本社が直接の原告／被告となり、米国の管轄下に入る		■ 親会社と子会社は独立 ■ 原則、親会社には損害賠償責任なし
意思決定	本社の一部として、迅速に意思決定可能		現地法人として、取締役会や株主総会等の決定が必要
課税・税務調査対象	■ 連邦法人税は非課税	■ 恒久的施設として課税対象 ■ 支店の欠損は法人税上、本社の利益と損益通算可能 ■ 本社帳簿も税務調査対象	■ 米国子会社の全世界所得が課税対象 ■ 子会社に欠損が出ても、親会社の収益には原則として影響しない（連結の場合は通算） ■ 原則、子会社の帳簿のみが税務調査対象

（出所）各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

【Ⅲ－３】事業形態別メリット・デメリット

	駐在員事務所	支店	C-Corporation（株式会社）	LLC
メリット	■ 日本で経費計上可 ■ 駐在員事務所をクローズする際の手続きが容易 ■ 登記、資本金不要	■ 日本で経費計上可 ■ 親会社で利益が出た際は米国経費と相殺可 ■ 営業活動可 ■ 支店利益を親会社へ送金する際の源泉徴収は免除 ■ 本社間取引は移転価格税制の対象とならない ■ 株主総会や取締役会等の組織が不要であり、本社の一部として迅速な意思決定が可能	■ 訴訟リスクの遮断 ■ 訴訟や税務調査対象はあくまで現地法人 ■ 設立や運営に手間がかかるが、コンプライアンスが厳格であり、スクを抑えられる ■ 2種類の株式（優先株と普通株）を発行でき、企業内における立場の違いによって違う株の種類を配当できる	■ 株式会社に比べて政府に提出する書類が少なく、事業経営や企業所有権に関して融通が利き、事業の損益に関して経営者間で契約書を通して自由に分配することが可能 → 利益の配分が、出資金額と無関係に決定することができる ■ LLCに設定後、株式会社に変更することは可能 ■ パススルー課税により二重課税を防ぐことができる
デメリット	■ 営業活動不可 ■ 税務報告書（Information Return）の提出が必要 ■ ビザの申請が難しい ■ 法人格がないため不動産契約などは難しい ■ 銀行口座の開設は法人名でなく個人名になる場合がある	■ 支店と親会社が法人税の対象となるため手続きが煩雑 ■ 日本親会社の財務状況を米国内国歳入庁（IRS）へ報告する可能性あり ■ 訴訟や税務的な責任は日本まで及ぶ ■ 支店設立登記の手続きは現地法人設立に比べ時間がかかる ■ 契約主体が日本親会社になることが多く、手続きが煩雑になる可能性あり	■ 日本で経費計上不可 ■ 登記した州法に基づいてライセンスや規制が異なるため、弁護士と確認が必要 ■ 過小資本税制、移転価格税制の対象となる ■ 現地法人から日本の親会社への配当に源泉徴収がある ■ 株式会社に設定後、LLCに変更することは不可能	■ 株式を発行しないため、会社の上場ができない ■ ビザ取得を検討している場合は株式会社の方が有利 ■ 会社の売却が難しい

（出所）各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

IV.米国法人設立手続きの概要

- 米国における法人は州法に基づいて設立
 - 設立手続き、営業ライセンス取得申請、年次報告（Annual Report）、州税などは州ごとによる

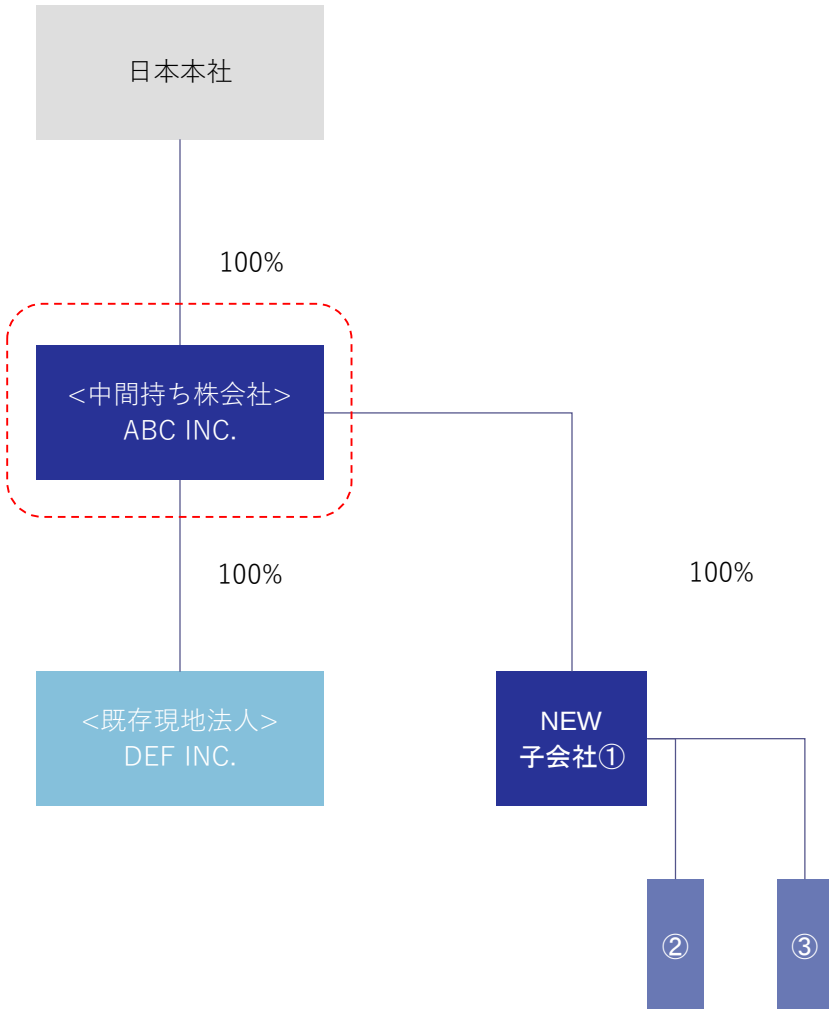
- 会社設立州の選定
 - 活動拠点が単一州の場合は、活動拠点設置州での設立登記が一般的
 - 活動拠点が複数州の場合は、主に活動をする拠点での州外法人登録、あるいは会計、税務、法的な面で比較検討のうえ決定
 - 税務申告は拠点があるすべての州で申告する必要あり

- デラウェア州での登記について
 - 節税ができるというデラウェア州での会社設立は絶対ではなく、事業本拠地で設立すべきか、デラウェア州等事業本拠地以外の州で設立すべきかについて、米国進出以後のビジネス展開の予定等、個別の事情により検討する必要がある
 - デラウェア州は、会社法が最も古くに制定されたことから豊富な判例が蓄積され、会社の運営がしやすいといわれている
 - 以下のような構想がある場合、デラウェア州に進出を検討する企業が多い
 - ・将来的に米国での上場をめざす
 - ・全米にわたって広く事業展開を行う

- 設立費用
 - 株式会社を設立する際には、会計・法律事務所に依頼するのが通常
 - 報酬は、設立する会社の規模や依頼内容（例えば、設立の他に営業許可、融資等を含むか否か）、依頼先事務所により異なる

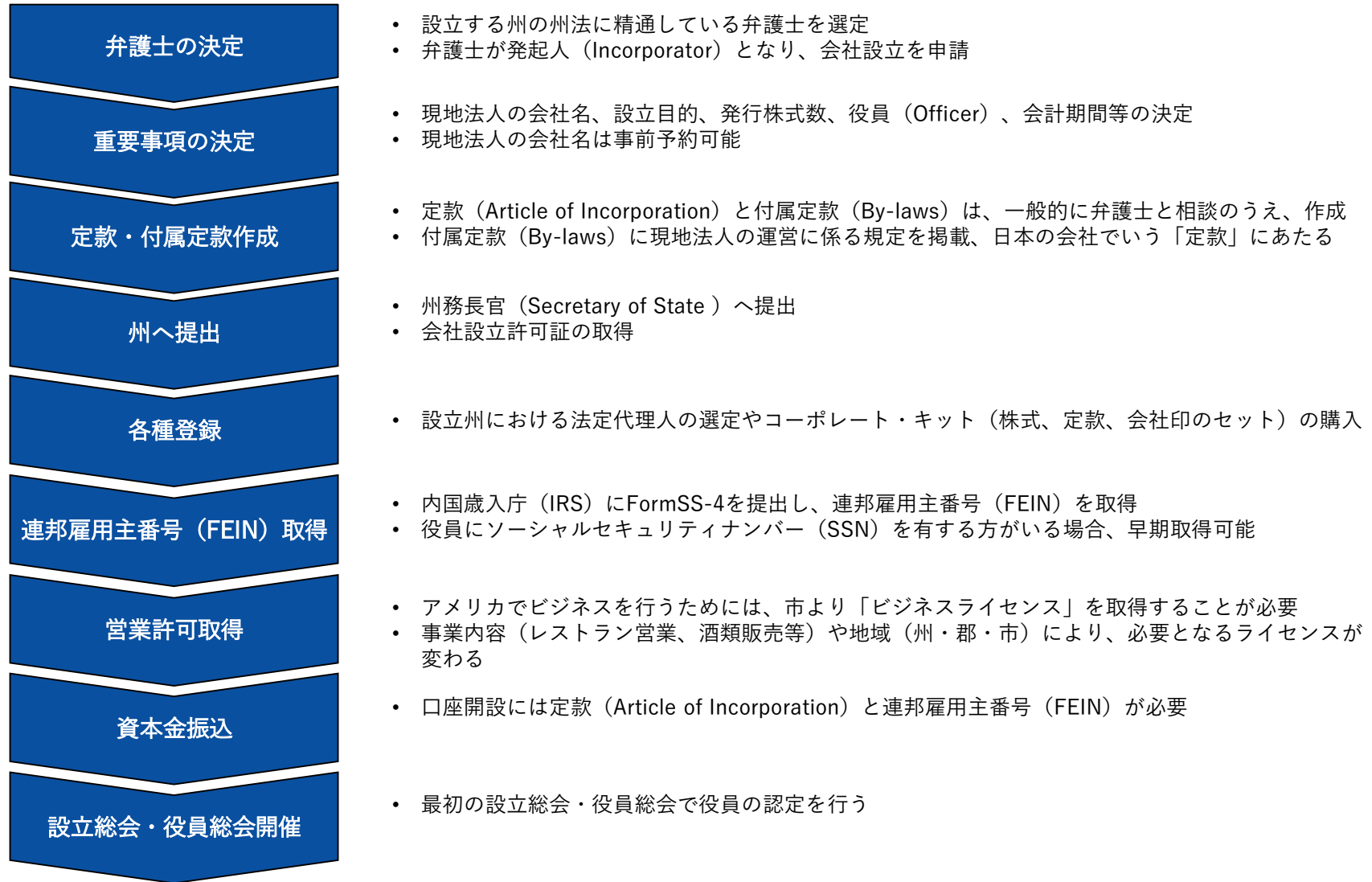
- 法人登記はデラウェア州が好まれることが多い。訴訟大国において企業側にとって優位に法整備がなされている
- 税制上メリットや会社設立の容易さも重要だが、法人の負うリスクや子会社へ与える影響を考慮に入れる必要あり

<想定ストラクチャー>



デラウェア州（DE州）を選択する主な理由

- 事業者に対して配慮した法律、法制度が整った州
 - ・ ビジネス訴訟に慣れた州であり、判決内容も企業に友好的な判断も
 - ・ 仮にDE州で裁判ができなくても、法人登記をDE州、他州で事業を行う場合、会社（被告）と他州の原告との州籍相違により、州裁判所ではなく連邦裁判所で裁判が可能になることも
→ 連邦裁判所では、外国籍の企業にとっても、より中立的な手続き・判断が、州裁判所と比較して期待できる
- 税制上のメリット
 - ・ 同州で事業を営まなければ、州の法人所得税の対象外（ただし、フランチャイズ税の納付義務あり）
- その他の優位性
 - ・ 提出書類が簡易
 - ・ 知名度が高い
 - ・ 設立手続きが迅速（最短即日で設立完了）



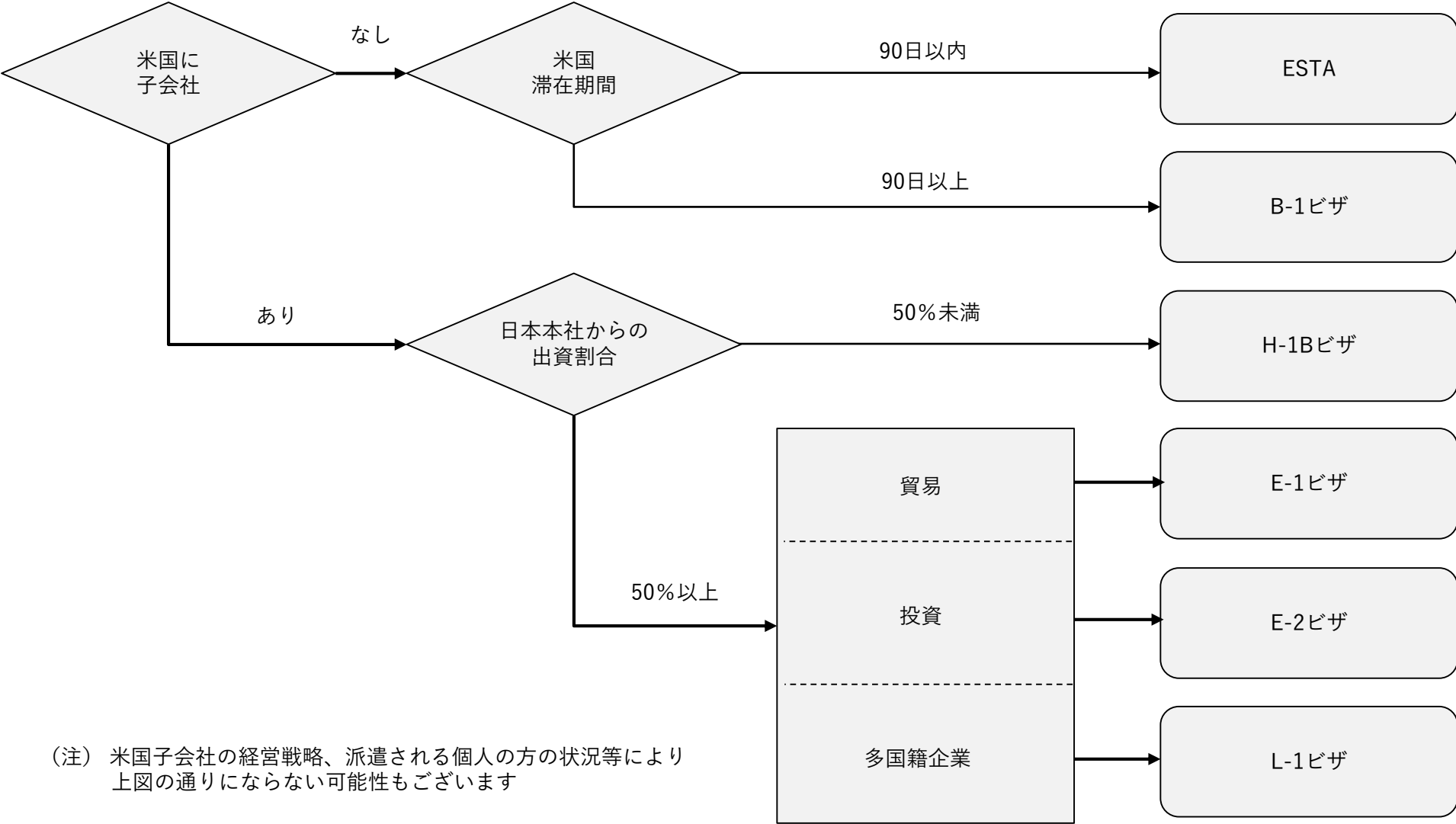
（出所）各種情報より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

必要書類	記載事項		提出先
Articles of Incorporation 定款	社名	既存企業と重複がないか事前に確認をする	Secretary of State Office
	設立の目的	業務内容	
	住所	実際のオフィス所在地である必要はない	
	発行株式数		
	発起人（Incorporator）	提出する書類には発起人のサインが必要	
Bylaws 付属定款	会社内部の運営方針		—
Board in Lieu of 1st Meeting 第1回取締役会議事録	Bylawsの承認		—
	Officer（役員）の任命	CEO、CFO、Secretary 1人で兼務することも可能、米国在住要件なし	
	住所		
	会計年度	例：1月1日～12月31日/4月1日～3月31日等	
	年次総会	開催場所、日時、規則	
	株式発行	券種（普通株）、発行数、1株あたり金額	
	Register Agent	会社が裁判における訴訟や出廷命令の対象となった際に送達を受理したり、州政府や連邦政府とそれら関連機関からの公的な通知書を受理したりする役割	
	銀行口座開設銀行の指定		

（出所）みずほ銀行国際戦略情報部作成

V.米国ビザ概要

■ 日本国籍の方を米国に派遣する際に取得するビザは下記の通り



(注) 米国子会社の経営戦略、派遣される個人の方の状況等により
上図の通りにならない可能性もございます

【V－2】長期滞在目的

ESTA（電子渡航認証システム）	
種類	商用/観光
申請先	米国国家安全保障省（税関・国境取締局）
会社要件	なし（会社派遣でないため）
対象者要件	VWP（ビザ免除プログラム対象国）の市民または資格のある国民であること 渡航期間が90日以下、渡航目的が商用あるいは観光
有効期間	1回の滞在可能期間 90日以内 有効期間 2年
留意点	2011年3月以降にイラク、イラン、スーダン、シリア、リビア、ソマリアまたはイエメンに渡航または滞在したことがある場合は対象外

B-1ビザ（短期商用ビザ）	
種類	商用/観光
申請先	米国大使館・領事館
会社要件	なし（会社派遣でないため）
対象者要件	商用、旅行または治療を目的として米国に短期入国される方 商用では、取引先との会合、科学・教育・ビジネス分野の会議への参加、財産の処理、契約交渉等が可能
有効期間	1回の滞在可能期間 通常3～6ヵ月 米国入国時に移民局の入国審査官が入国理由、スケジュール等を勘案のうえ、滞在期間を決定 有効期間 10年
留意点	米国で給与を受け取ることはできない

（出所）在日米国大使館HP等よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【V－3】 Eビザ（駐在・就労目的）

E-1ビザ（貿易駐在員ビザ）	
種類	就労
申請先	米国大使館・領事館
会社要件	・米国子会社が日系企業であること 日本の親会社または日本国籍保有者が米国子会社の持分を50%以上保有 ・貿易実績があること 日米企業間で財・サービスの所有権が変わる相当の貿易量があり、かつ、全世界の取引高の51%以上が日米間取引であり、取引が継続的・実質的であること ・現地従業員の雇用（米国籍あるいは永住権保持者）
対象者要件	・役員、管理職または特殊技能者 経営責任を負い、相応する給与を受け取る、管理者としての経験も必要
有効期間	5年（更新可能）
留意点	米国子会社がEビザ企業としての資格を有することを立証するために、米国大使館（東京）または総領事館（大阪）にて企業登録が必要

E-2ビザ（投資家、駐在員ビザ）	
種類	就労
申請先	米国大使館・領事館
会社要件	・米国子会社が日系企業であること 日本の親会社または日本国籍保有者が米国子会社の持分を50%以上保有 ・米国子会社が実態ある会社であること 経済的効果を持つ投資、十分な投資であることを証明 ビザ発給前に事業を開始している必要あり ・現地従業員の雇用（米国籍あるいは永住権保持者）
対象者要件	・役員、管理職または特殊技能者 経営責任を負い、相応する給与を受け取る、管理者としての経験も必要 ・ビザの申請者は、相当額の投資をした会社の運営を指揮し、事業を発展させるために渡米すること
有効期間	5年（更新可能）
留意点	米国子会社がEビザ企業としての資格を有することを立証するために、米国大使館（東京）または総領事館（大阪）にて企業登録が必要

（出所）在日米国大使館HP等よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

【V－4】Lビザ／H-1Bビザ

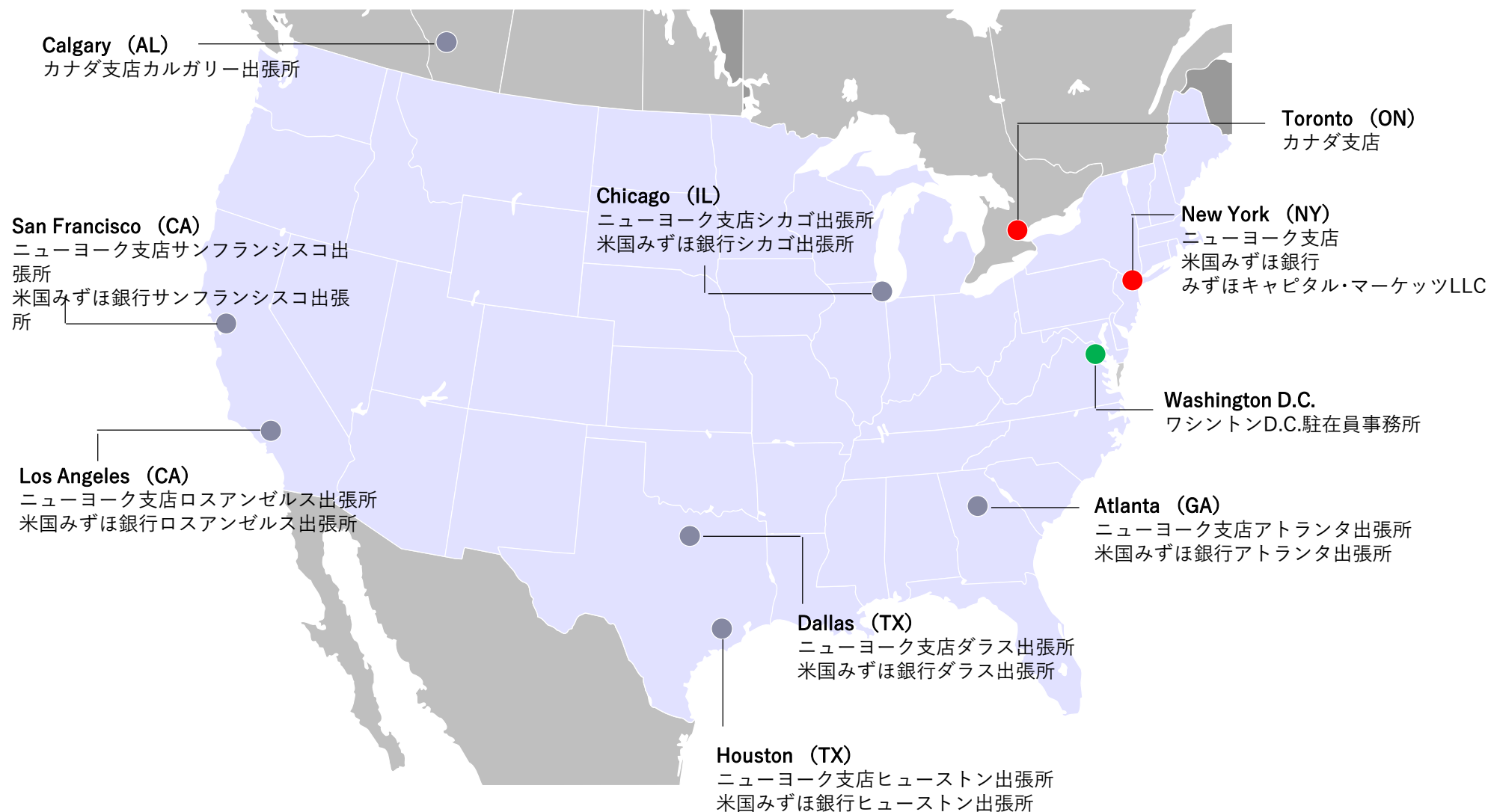
L-1ビザ（企業内転勤ビザ）	
種類	就労
申請先	移民局→米国大使館・領事館
会社要件	・米国子会社が日系企業であること ・日本の親会社が米国子会社の持分を50%以上保有、もしくは実質的な会社経営権を掌握していること ・多国籍企業における異動 ・多国籍企業が米国子会社や関連会社に社員を派遣もしくは転属
対象者要件	・役員、管理職または特殊技能者 ・経営責任を負い、相応する給与を受け取る、管理者としての経験も必要 ・実務経験 ・米国への入国申請前の3年間のうち、最低1年以上は米国外の関連会社で役員・管理職もしくは特殊知識保有者としての勤務経験があること
有効期間	最初の認可期間は1年ないし3年 L-1A（役員や管理職） 最長7年 L-1B（特殊知識保有者） 最長5年
留意点	投資額に関する要件はなし 多数の駐在員のためのビザが必要な場合は、USCISに包括請願書（Blanket Petition）を申請可能

H-1Bビザ（特殊技能職ビザ）	
種類	就労
申請先	移民局→米国大使館・領事館
会社要件	・日系企業という要件なし ・米国移民局に嘆願書（Petition）を提出 ・米国雇用主が、米国人でない者を米国内で雇用するために発給されるビザ
対象者要件	・新卒の学生でも申請・取得可能 ・原則として、学士号以上の学位が必要。職務内容がプロフェッショナルであり、申請者がプロフェッショナルとしての資格を有していること（学位等）
有効期間	最長 5年
留意点	発給件数上限あり（2021年は85,000件）

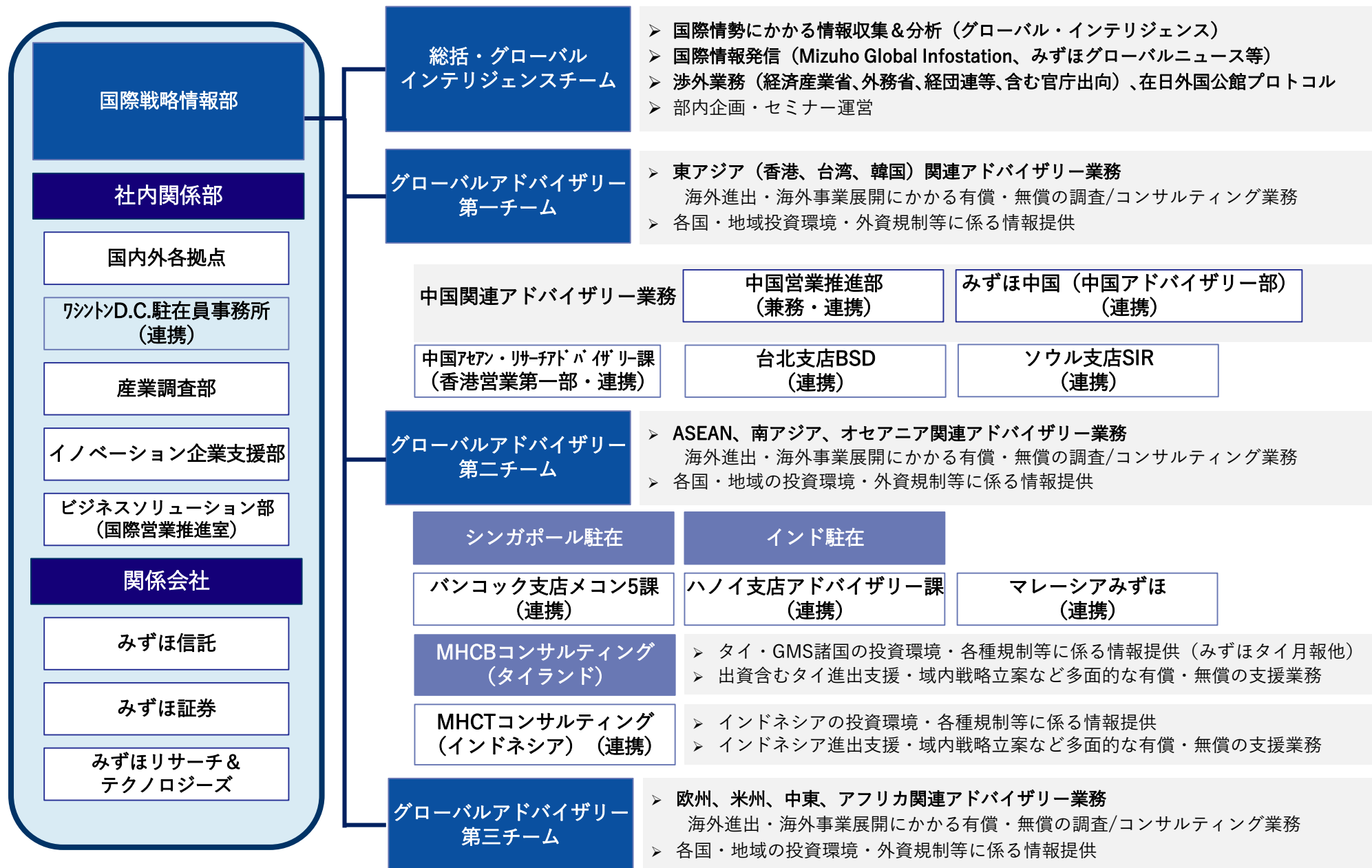
（出所）在日米国大使館HP等よりみずほ銀行国際戦略情報部作成

VI.<みずほ>の米州拠点

【VI-1】 <みずほ>の北米拠点



VII. 国際戦略情報部



アドバイザー機能



事業法人向け

各種情報提供・アドバイザリーサービスを通じ、
お客さまの海外事業展開のフェーズに応じたシームレスなサービスをご提供します

投資環境調査 市場調査	事業戦略構築	市場参入 アドバイザリー	パートナー選定 アドバイザリー	会社設立 アドバイザリー	組織再編 アドバイザリー	事業撤退 アドバイザリー
- マクロ経済調査 - 政策調査 - 規制調査 - 市場規模調査 - 市場見込調査 - 競合他社調査	- 海外事業戦略構築サポート - 進出形態検討サポート	- 事業戦略構築サポート - M&Aパートナー - OEM - 地場卸業者 - 直接投資 - JV	- パートナー候補選定 - 企業調査 - 提携交渉支援	- 事業ライセンス取得サポート - 外部リソース等専門家紹介	- コーポレートガバナンス構築支援 - 地域統括会社設立サポート - 税務ストラクチャー策定	- 現地規制対応サポート - 法務サポート



官公庁向け

調査や提案を通じて、
国内外の政府機関の政策立案をサポート

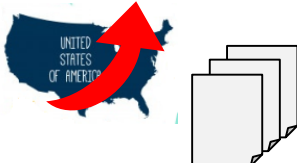
+

グローバル
インテリジェンス
機能



グローバルインテリジェンス情報の分析を通じ、アドバイザリー機能に付加価値を提供

政策	規制	安全保障	通商	地政学リスク

Phase 1			Phase 2		
リスト作成		絞り込み	マッチング	戦略策定サポート	エグゼキューション
ステップ	STEP 1 : ロングリスト作成	STEP 2 : 対象企業絞り込サポート	STEP 3 : 面談アレンジ・同席	STEP 4 : 提携戦略策定サポート	STEP 5 : 資本提携におけるサポ- ト
				 資本・技術・業務提携	 DUE DILIGENCE VALUATION DOCUMENTATION
貴社	✓ 米国市場参入戦略（提携目的）の決定 ✓ 候補企業選定要件（事業内容、規模、立地、設備等）	✓ リストアップされた候補企業の内容確認 ✓ 面談希望先を絞り込み（優先順位づけ）	✓ アポイント取得時開示可能情報の確認（面談目的、提携メリット、貴社からの面談参加者） ✓ ヒアリングシートの内容を確認	✓ 守秘義務契約の締結 ✓ 提携方針を策定 ✓ 提携方針について候補企業と合意 ✓ 提携候補先を1社へ絞り込み	✓ 候補企業への投資金額の決定 ✓ 提携に関する諸条件の契約書への落とし込み
みずほ	✓ 企業データベースをもとに 候補企業をリストアップし、 ロングリストを提示 ✓ 各社HPや公表情報等をもとに机上調査を実施、候補企業の特徴を把握	✓ 候補企業ごとに会社概要資料作成 ✓ 候補企業に想定される提携メリットを検討 ✓ 初回面談設定（Onlineを想定）	✓ 貴社紹介資料の作成 ✓ 外部機関等も活用し、アポイント調整 ✓ ヒアリングシート作成 ✓ 面談同席 ✓ 面談後フォロー	✓ 提携戦略策定サポート ✓ 提携方針策定に向けたアドバイス（提携スキームの比較、提携によるシナジーの検証）	✓ 専門家のアレンジ ✓ プロセスマネジメント ✓ ドキュメンテーションにおけるサポート
留意点	・ 候補企業となりうる会社の一例を挙げただけだと リスト作成が容易に ・ 選定要件が明確であればより絞り込まれたリストを作成可能	・ 非上場企業の場合、取得可能な情報は限定的	・ 面談には意思決定できるマネジメント層に出席していただく必要あり ・ 必要に応じて、工場施設見学、技術デモンストラ-ションを依頼	・ 候補企業が提携によるメリットを感じることが重要 ・ 統括会社の活用も検討項目の一つとなる	・ 財務DD、税務DD、法務DDは会計士・弁護士等の専門家に依頼 ・ 買収金額の妥当性について株主への説明責任が生じる可能性あり

©2025 株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。本資料は当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

